

## 徳島県情報公開審査会答申第230号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年6月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「平成29年5月25日の農林水産政策課〇〇〇（以下「農林水産政策課職員」という。）が県民の前での業務態度に関する指導の経緯経過が分かる書類（人事課，監察課，農林水産政策課）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年6月14日、実施機関は、本件請求のうち、監察課（当時。以下同じ）に係る公文書について「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年6月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年11月29日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

事件当日の業務報告書がないのはおかしく、これら嫌がらせ行為と職員に犯罪（業務妨害・器物破損行為）を隠す行為は悪質であり、正に「枉法行為」そのものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、平成29年5月25日、農林水産政策課職員が審査請求人に対応している際、県庁ふれあいセンターの出入口付近で大きな音がしたため、監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当室長が事態の確認に行ったところ、その場に居合わせた県民が騒いだため、農林水産政策課職員に同課の副課長に連絡するように助言し、農林水産政策課副課長が審査請求人に対応したという経緯である。

そのため、監察課としては、農林水産政策課職員に対して指導を行ったことはなく、また、農林水産政策課が同人に対し指導等を行ったかどうかについて報告を受けておらず、指導等を行った経緯経過についての文書を作成も取得もしていないため、本件請求に係る公文書を保有していない。

よって、監察課としては、条例第7条第2号に該当するため、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 内 容          |
|-------------|--------------|
| 平成29年11月29日 | 諮問           |
| 令和4年7月7日    | 審議（第195回審査会） |
| 同 年 8 月 2 日 | 審議（第196回審査会） |

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に関しては、本件処分とは別に、農林水産政策課が、対象となる公文書を「業務報告書（平成29年5月25日対応概要）」（以下「農林水産政策課業務報告書」という。）と特定し、平成29年6月19日付け農林第3038号により公文書部分公開決定をしている。

農林水産政策課業務報告書によると、平成29年5月25日、公文書の公開に関する事務の総合窓口である監察課ふれあい交流室（県庁ふれあいセンター内）において、審査請求人への対応に当たった農林水産政策課職員が離席して退室する際、出入口の自動ドアにノートが当たり大きな音がしたとのことである。

また、審査請求人は、そのことを故意であると捉えたものか、「怒って席を立ち、ドアを叩いた」と主張し、業務報告書の情報公開請求を行うことを予告したとのことである。

これらのことからすると、本件請求に係る公文書は、平成29年5月25日に、農林水産政策課職員が、審査請求人への対応後に離席して退室する際、大きな音を生じさせたこと（以下「本件業務態度」という。）について、同日以降、本件請求が行われた平成29年6月5日までの間に、人事課、監察課及び農林水産政策課が同人に対して行った指導等の経緯や経過が分かる書類の公開を求めたものと解される。

なお、審査請求人は、農林水産政策課の前記の決定に対しては審査請求を行っていない。

## 2 本件請求に対する実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち、監察課に係る公文書について、監察課が農林水産政策課職員に対して指導等を行った事実はなく、また、農林水産政策課が同人に対して指導等を行ったかどうかについて監察課は報告を受けておらず、よって、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得したことはなく、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由に、条例第7条各号に定める公開請求を拒否することができる場合のうち、同条第2号に定める「公開請求に係る公文書を保有していないとき」に該当するとして、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行った。

## 3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関によると、本件業務態度について、監察課ふれあい交流室の職員は、自所属が管理する県庁ふれあいセンターの出入口付近で大きな音がしたため、何があったのか確認に行き、そこで騒ぎとなったため、その原因を生じさせた農林水産政策課職員に対して上司である農林水産政策課の副課長に連絡するよう助言を行っただけであって、その後は、連絡に応じてかけつけた農林水産政策課の副課長が対応したとのことである。

この点、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条には「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定めており、審査請求人がその勤務態度に問題があると考えている農林水産政策課職員の上司である農林水産政策課副課長が事態の收拾に当たったことからすると、仮に指導等が必要であると判断されたときにそれを行うべきであるのは、農林水産政策課の上司であって、監察課の職員が行わなかったとしても何ら不自然ではない。

また、徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）第35条の2第1項には「所属長は、次の各号のいずれかに該当する事故その他の事案が発生したときは、そのてんまつを文書をもって速やかに人事課長に報告しなければならない。」と定めており、同項第4号に「職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたとき。」と定めているが、監察課に報告すべき旨の定めはなく、農林水産政策課が職員に対して指導等を行ったかどうかについて監察課は報告を受けていないとの実施機関の主張に不自然な点はない。

#### 4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関が本件対象文書を作成し、又は取得しているとは認められず、本件対象文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

#### 徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

| 氏 名    | 職 業 等                | 備 考     |
|--------|----------------------|---------|
| 大森 千夏  | 弁護士                  |         |
| 鎌谷 郁代  | 税理士                  |         |
| 喜多 三佳  | 四国大学経営情報学部 教授        | 会長      |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 会長職務代理者 |
| 真鍋 直敬  | 弁護士                  |         |